

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 四六
 - 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 四六

告 示

- 刺し網漁業（かじき等流し網漁業）の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件 四七
- 地籍調査の成果について認証した件三件 四七
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件 四六
- 公 告
 - 一般競争入札を行う件 四九
 - 福島県教育委員会教育長 四九
 - 公金の収納の事務を委託した件 四一

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十五号

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六号様式注意事項任命権者の記載心得2(2)中「第13条第2号」を「第13条」に改める。
第八号様式中「四」を削る。

第九号様式及び第十号様式中「四」を削る。
第十号様式の二中「四」を削り、「同様式注意事項1中「登録資格証」の次に「及び就業したことを証明する給与明細書等の資料の写し」を加える。

第十一号様式中

a 定めなし	b 定めあり	→	年 月 日まで
			(年 月 日)
a 定めなし	b 定めあり	→	年 月 日まで
			(年 月 日)
契約更新条項 (ア)			有 (イ)
1年を超えて雇用する見込み (ア)			有 (イ)

を

a 定めなし	b 定めあり	→	年 月 日まで
			(年 月 日)
a 定めなし	b 定めあり	→	年 月 日まで
			(年 月 日)
契約更新条項 (ア)			有 (イ)
1年以上雇用する見込み (ア)			有 (イ)

に改め、同様式注意事項5中「を添えこ」を「以上」に改める。

第十四号様式中「四」を削る。

第十八号様式注意2中「年」を「3年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき交付されている証明書は、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当する規定に基づき交付された証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則のそれぞれの規定に基づき提出されている証明書等は、改正後の規則の相当する規定に基づき提出された証明書等とみなす。

4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第七十六号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「㊸」を削る。

様式第七号及び様式第七号の二中「㊸」を削る。

様式第八号から様式第二十一号までの規定中「㊸」を削る。

様式第二十二号中「㊸」を削り、同様式10中「㊸」の次に「(イ)」「(ロ)」「(ハ)」「(ニ)」「(ホ)」「(ヘ)」「(ヘ)を加え、12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。

一 一時的に仮設に遷す老人福祉法第29条第10項に規定する要綱の内容

様式第二十二号備考中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 一 一時的に仮設に遷す老人福祉法第29条第10項に規定する要綱の内容

様式第二十三号及び様式第二十四号中「㊸」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届、申請書及び報告書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届、申請書及び報告書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

告 示

福島県告示第六百九十七号

福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四十条第一項第五号に掲げる刺し網漁業につき、規則第十一一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第一 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業（県内船）

一 制限措置

1 漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

三隻

3 船舶の総トン数

総トン数十トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

福島県告示第六百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称

5 申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

東経百四十一度五十九分四十七秒の線以西の福島県海面

6 漁業時期

毎年十二月十六日から翌年八月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第十号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年十月二十二日から同年十一月二十一日まで

第二 刺し網（流し網）漁業のうちかじき等流し網漁業（県外船）

一 制限措置

1 漁業種類

刺し網漁業（かじき等流し網漁業）

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

一隻

3 船舶の総トン数

総トン数十トン以上で、申請のあった船舶の総トン数以下

4 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

5 操業区域

東経百四十一度五十九分四十七秒の線以西の福島県海面

6 漁業時期

毎年十二月十六日から翌年八月三十一日まで

7 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、農林水産大臣から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条第十号に掲げる漁業の許可又は起業の認可を受けている者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和三年十月二十二日から同年十一月二十一日まで

(水産課)

- 二 湯川村
- 成果の名称
- 河沼郡湯川村大字田川の一部の地籍図及び地籍簿（下樽川地区）

（農村計画課）

福島県告示第六百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
- 福島市
- 二 成果の名称
- 福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿（大波第13地区）

（農村計画課）

福島県告示第七百号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
- 福島市
- 二 成果の名称
- 福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿（大波第14地区）

（農村計画課）

福島県告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 福島市飯坂町茂庭字高山沢一の二、一、字末梨一、二、字入高山沢一から一一まで、字高山三〇から三四まで
- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 石川郡平田村大字永田字上永田一九三
- 二 指定の目的
- 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- いわき市田人町南大平字下毛五七の一
- 二 指定の目的

- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第206号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県環境創造センター電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年10月22日

福島県環境創造センター 所長 上 榎 治 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県環境創造センター電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和4年3月1日から令和5年2月28日まで
- (4) 供給場所 福島県環境創造センター（福島県田村郡三春町字深作10番2号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる

者であること。

- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(5)までに掲げる事項について証明できる書類等を添付して、令和3年11月19日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号963-7700 福島県田村郡三春町字深作10番2号
福島県環境創造センター総務企画部総務課
電話0247-61-6111
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年11月19日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年10月22日(金)から同年12月9日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月3日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年11月1日(月)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和3年12月10日(金)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県環境創造センター本館大会議室(福島県田村郡三春町字深作10番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年12月9日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県環境創造センター所長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 10 December 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 December 2021
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, General Administration and Planning Department, Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation, 10-2 Fukasaku, Miharu Town, Tamura County, Fukushima 963-7700 Japan TEL 0247-61-6111

（環境共生課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を令和三年十月一日次のとおり委託した。

令和三年十月二十二日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立福島明成高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立白河実業高等学校、福島県立会津農林高等学校、福島県立小名浜海星高等学校、福島県立磐城農業高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会

2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一番地

三 収納の事務を委託する期間

令和三年十一月一日から令和四年一月三十一日まで

（財務課）